

平成27年度 事業方針並びに事業計画について

平成27年度 粕屋町社会福祉協議会事業方針並びに事業計画（案）

少子高齢化の進展に伴い、地域社会や家庭機能の変化、さらに経済状況の厳しさなどから、社会的孤立の問題、経済困窮など深刻な福祉課題・生活課題について国に於いても社会保障や社会福祉制度の発展などで対応してきましたが、十分に対応しきれていない状況にあります。

そのような中、平成27年度は生活困窮者自立支援制度並びに介護保険制度見直しによる新地域支援事業などの新たな制度・施策を進める節目の年になります。また、社会福祉法人制度の見直しの議論が進められ社会福祉法人の公益性、非営利性の役割を果たすことが改めて求められています。

各市町村社会福祉協議会では、「自助」「共助」「公助」と呼ばれる三つの柱を中心に、各社協で創意工夫し、その時代にあった事業を実施展開して参りました。

弊会に於きましても平成18年度からは「地域福祉活動計画」に沿って事業を展開してきましたが、今年度、町が「地域福祉計画」策定を予定されています。

そこで、本年度からは、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体となって策定し、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化し、より実効性が高まる計画を策定したいと考えております。

今後も、前述した課題に対して、行政関係各部署、行政区、民生委員・児童委員をはじめとする各福祉団体、福祉委員、ボランティアの方々、NPO団体に協力を仰ぎ、連携を強化しながら地域の方々から信頼と期待される地域に根ざした福祉活動を目指し、次のような重点目標を中心に福祉事業を展開していきます。

I 重点目標

※ は新規事業又は変更箇所

平成27年度は第2次地域福祉活動計画の実施を中心に事業を展開していきますが、主に次の点を重点目標とします。

1. 地域福祉の推進
2. 介護保険事業及び障害福祉サービス等の事業
3. 受託事業運営の効率化
4. 社協の組織体制強化

II 実施計画

1. 地域福祉の推進

(1) 第2次地域福祉活動計画推進委員会の開催

(2) 小地域福祉活動の推進

- ① 小地域福祉活動への助成と支援を行います。
- ② 区長、民生・児童委員、福祉委員の協力を得て見守り活動の推進及び地域見守りチラシの配布を全地区に行います。
- ③ 福祉研修会を開催します。
- ④ 福祉委員活動に対する援助と支援を行います。
- ⑤ 福祉委員制度の充実のため、福祉委員の研修会を開催します。
- ⑥ 地域見守り活動の推進について、見守り活動モデル地区の推進、強化、各地区への報告・推進に向け実施していきます。

(3) 高齢者福祉事業の推進

- ① 高齢者の「健康維持と生き甲斐づくり」のため各種軽運動・趣味の教室（旧シルバー教室）、サークル活動を開講し、必要な支援を行います。
- ② 高齢者相互の交流を深めるために行われる町老ク連「演芸大会」を支援します。
- ③ ひとり暮らし高齢者に対する見守り体制として「ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業」を実施します。
- ④ ひとり暮らし高齢者の引きこもりの解消と孤立を防止するため「語る会」・「一日バスハイク」・「囲碁大会」を行います。
- ⑤ 福祉センター内での「ゆうゆうサロン」の支援を行います。

- ⑥ ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦等の心身の健康状態（安否）の確認のため、「電話訪問活動」・「友愛訪問活動」を支援します。
- ⑦ 町老人クラブ連合会の活動の支援を行います。
- ⑧ 鶴寿（100歳）の方に対し記念品をお渡しします。

（4）障がい者福祉事業の推進

- ① 身体障がい者及び精神障がい者の活動の支援並びに「身体障がい者・精神障がい者研修会」を行います。
- ② 知的障がい児（者）親の会の活動の支援並びに「知的障がい児（者）・LD・ADHD親子バスハイク」を行います。
- ③ 発達障がい児（未就学児）の療育（作業療法士と臨床心理士が毎月交代）と親同士の交流を目的に大学生ボランティアの協力を得て子育て応援サロン（療育児・親子サロン）を行います。（月1回午前10時～12時まで）
- ④ 身障者の引きこもりの解消と孤立を防止するためのサロン活動（月1回、身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業）を行います。
- ⑤ 障がい者団体の情報発信のため、リフレットの作成を行います。
- ⑥ 子どもの発達に関する勉強会及び情報の提供を行います。
- ⑦ 視覚障がい者に対する音訳テープ作成のための録音ボランティアの活動を支援します。

（5）青少年福祉事業の推進

- ① ひとり親家族バスハイクを行います。
- ② 子育て情報について広く周知するため、月1回子育て情報誌「かすやキッズネット」を発行します。
- ③ 子育て中の親の引きこもりの解消と孤立を防止するために親子出前講座の開催を行います。
- ④ 福祉読本「ともに生きる」を小学校（5年生児童対象）に無償配布し、福祉教育の推進を図ります。
- ⑤ 町内小・中・高等学校が行う福祉教育への援助並びに必要な資料の提供を行います。
- ⑥ 育成会を中心とした児童の子ども障がい者疑似体験教室を行います。
- ⑦ 中学生を対象とした中学生ボランティア体験教室を行います。
- ⑧ 地域に住む高齢者との交流を目的に町内4幼稚園に対し発表会への援助を行います。
- ⑨ 各地区で行っている地域青少年育成事業を援助します。
- ⑩ 地域福祉環境の向上への活動及び福祉教育に対する活動費として町内小・中・高等学校に援助を行います。
- ⑪ 子ども会育成会連絡協議会の活動の支援を行います。

（6）ボランティアの推進

- ① 粕屋町ボランティアセンター管理運営を受託し、情報を一元化し、ホームページ・情報誌を中心として情報を公開します。

- ② ボランティアセンター主催で各種研修会・講座を行いボランティアの育成に努めます。
- ③ ボランティアセンターの充実のため、運営委員会の充実と地域ボランティアの支援を行います。
- ④ ボランティア連絡協議会の組織強化および活動の援助・支援を行います。
- ⑤ ボランティア連絡協議会に登録している団体に対し、スキルアップ・レベルアップ研修に対しての支援を行います。
- ⑥ 町の防災計画との連携及び災害時に対応するボランティアの組織化及び育成の調査・研究を行います。
- ⑦ 安心してボランティア活動が出来るように、ボランティア活動保険への加入の促進を行います。
- ⑧ 学生ボランティアの支援・育成を行います。

(7) その他事業の推進

- ① 社協の意義や活動について理解を深めるため広報活動を行います。(社協だよりの発行・町広報の活用・ポスター・チラシ等・ホームページ)
- ② 福祉総合相談の充実を図るため、各機関との連携を強化します。
- ③ 各種団体との連絡調整を図り事業の効率的な実施を行います。
- ④ 献血推進・啓発事業を行います。
- ⑤ 車椅子の無料貸し出しを行います。
- ⑥ 各種事業終了後の点検・評価・ニーズの把握を行うために、アンケートや聞き取り調査を行います。
- ⑦ 福祉関連の活動を実践している団体・組織に対して活動の場の提供を行います。
- ⑧ 行政が策定する地域福祉計画（平成27年度策定）と第3次地域福祉活動計画（平成27年度策定）を協働で作成します。
- ⑨ 粕屋町災害ボランティアセンター設置及び運営に対し適切に対応できるようマニュアル等の作成を行います。

2. 介護保険事業及び障害福祉サービス等の事業の推進

(1) 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の推進

- ① 研修等による職員の資質の向上
- ② 本会訪問介護事業への情報提供
- ③ 訪問介護事業所及び地域包括支援センター等との連携強化

(2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・障害福祉サービス及び家事介護支援サービス事業の再開

- ① 再開に向けての職員募集の強化

- ② 運営の効率化
- ③ 関係機関を通じての事業拡大に向けた宣伝活動
- ④ 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等との連携強化

3. 受託事業運営の効率化

- (1) 福祉センター管理運営事業（町受託）
 - ① 指定管理者制度の下、福祉センターの効率的な運営に努めます。
 - ② 町内を巡回するふれあいバス2台の定期運行を行います。
- (2) 心配ごと相談事業（町補助）
- (3) 障害児放課後等対策事業（町受託）
- (4) 慰霊祭事業（町受託）
- (5) 粕屋町ボランティアセンター管理運営事業（町受託）
- (6) 地域包括ケアシステムの一部受託（町受託）
- (7) 生活福祉資金貸付事業（県受託）
- (8) 日常生活自立支援事業（県受託）

4. 社協の組織体制・運営基盤強化

- (1) 理事・評議員・三部会の充実
- (2) 役職員の研修会への参加と勉強会の実施
- (3) 職員の資質および能力の向上
 - ① 研修会参加や自主研修の奨励
 - ② 福祉に前向きで積極的な姿勢の指導
- (4) 「赤い羽根共同募金活動」の推進